

群馬県の最低賃金一覧

必ずチェック最低賃金！ 使用者も 労働者も

群馬県最低賃金 (地域別最低賃金)		時間額	発効日	
				783円
群馬県内の事業場に使用される労働者及びこれらの労働者を使用する使用者のすべてに適用されます。				
特定最低賃金 (産業別最低賃金)	群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金	時間額	発効日	
			876円	平成29年12月22日
	【適用範囲】製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業（銑鉄鋳物製造業（鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く）及び可鍛鋳鉄製造業を除く。以下同じ。）、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が製鋼・製鋼圧延業又は鉄素形材製造業に分類されるものに限る。）			
	群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金	時間額	発効日	
			865円	平成29年12月22日
【適用範囲】ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業（真空装置・真空機器製造業（真空ポンプ製造業を除く。）及び他に分類されない生産用機械・同部分品製造業を除く。以下同じ。）、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業、事務用機械器具製造業又はサービス用・娯楽用機械器具製造業に分類されるものに限る。）				
群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	時間額	発効日		
		865円	平成29年12月22日	
【適用範囲】電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電球製造業、電池製造業、医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）				
群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金	時間額	発効日		
		865円	平成29年12月22日	
【適用範囲】建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、輸送用機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業又は輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）				

※ 対象産業の表記は、日本標準産業分類（平成26年4月施行）によります。

1 適用

- (1) 最低賃金は時間額で定められており、すべての労働者・使用者に適用されます。
- (2) 労働者が2以上の最低賃金の適用を受ける場合は、最低賃金額の高いものが適用されます。
- (3) 派遣労働者には、派遣先の地域別最低賃金、特定最低賃金が適用されます。

2 除外される賃金

最低賃金の対象となる賃金には、次に該当する賃金、手当は含まれません。

- (1) 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- (2) 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- (3) 時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金
- (4) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

3 次に該当する者については、特定最低賃金の適用から除外され、「群馬県最低賃金」が適用されます。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者
- (4) 下記に掲げる業務に主として従事する者

群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金

手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行うバリ取り、選別、袋詰め、箱入れ、箱詰め、表示、検数、秤量その他これらに準ずる軽易な業務

群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金

イ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、組付け、はんだ付け、バリ取り、選別、袋詰め、箱入れ又は箱詰めの業務

ロ 手作業による包装、洗浄、レットルはり、検数、秤量、部品の差し、曲げ又は切りの業務

ハ 軽易な運搬、工具又は部品の整理その他これらに準ずる軽易な業務

群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

イ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、組付け、はんだ付け、バリ取り、選別、袋詰め、箱入れ又は箱詰めの業務

ロ 軽易な運搬、工具又は部品の整理その他これらに準ずる軽易な業務

群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金

イ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、組付け、はんだ付け、バリ取り、選別、袋詰め、箱入れ又は箱詰めの業務

ロ 手作業による包装、洗浄、レットルはり、検数、秤量、部品の差し、曲げ又は切りの業務

ハ 軽易な運搬、工具又は部品の整理その他これらに準ずる軽易な業務

4 最低賃金との比較方法

賃金が日給制、月給制等の場合は、次の方法で時間当たりの金額に換算して、最低賃金額と比較します。

○【日給制の場合の比較例】

日給額 ÷ 1日の所定労働時間数 ≥ 最低賃金額

○【月給制の場合の比較例】

月給額 ÷ 1か月の平均所定労働時間（1年間の所定労働時間÷12か月） ≥ 最低賃金額

特定（産業別）最低賃金の対象となる産業については、以下のとおりです。

「群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金」の対象産業

「群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金」は、群馬県内の以下の産業の事業場に使用される労働者及びこれらの労働者を使用する使用者に適用されます。

※青字の産業は適用除外となり、群馬県（地域別）最低賃金が適用されます。

日本標準産業分類（平成26年4月改定）

■ E 2 2 : 鉄鋼業

E 2 2 0 : 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (2 2 鉄鋼業)

2 2 0 0 : 主として管理事務を行う本社等

2 2 0 9 : その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所

E 2 2 1 : 製鉄業

※ 2 2 1 1 : 高炉による製鉄業

※ 2 2 1 2 : 高炉によらない製鉄業

※ 2 2 1 3 : フェロアロイ製造業

E 2 2 2 : 製鋼・製鋼圧延業

2 2 2 1 : 製鋼・製鋼圧延業

E 2 2 3 : 製鋼を行わない鋼材製造業 (表面処理鋼材を除く)

※ 2 2 3 1 : 熱間圧延業 (鋼管, 伸鉄を除く)

※ 2 2 3 2 : 冷間圧延業 (鋼管, 伸鉄を除く)

※ 2 2 3 3 : 冷間ロール成型形鋼製造業

※ 2 2 3 4 : 鋼管製造業

※ 2 2 3 5 : 伸鉄業

※ 2 2 3 6 : 磨棒鋼製造業

※ 2 2 3 7 : 引抜鋼管製造業

※ 2 2 3 8 : 伸線業

※ 2 2 3 9 : その他の製鋼を行わない鋼材製造業 (表面処理鋼材を除く)

E 2 2 4 : 表面処理鋼材製造業

※ 2 2 4 1 : 亜鉛鉄板製造業

※ 2 2 4 9 : その他の表面処理鋼材製造業

E 2 2 5 : 鉄素形材製造業

※ 2 2 5 1 : 銑鉄铸件製造業 (铸铁管, 可鍛铸铁を除く)

※ 2 2 5 2 : 可鍛铸铁製造業

2 2 5 3 : 铸鋼製造業

2 2 5 4 : 鍛工品製造業

2 2 5 5 : 鍛鋼製造業

E 2 2 9 : その他の鉄鋼業

※ 2 2 9 1 : 鉄鋼シャースリット業

※ 2 2 9 2 : 鉄スクラップ加工処理業

※ 2 2 9 3 : 铸铁管製造業

※ 2 2 9 9 : 他に分類されない鉄鋼業

L 7 2 8 2 : 純粋持株会社 「管理する全子会社を通じての主要な経済活動が、上記の対象となる産業に分類されるものに限ります。」

「群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金」の対象産業

「群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金」は、群馬県内の以下の産業の事業場に使用される労働者及びこれらの労働者を使用する使用者に適用されます。

△：赤字の産業は、一部の産業について適用されます。

※：青字の産業は適用除外となり、群馬県（地域別）最低賃金が適用されます。

日本標準産業分類（平成26年4月改定）

■ E 2 5：はん用機械器具製造業

E 2 5 0：管理，補助的経済活動を行う事業所（25はん用機械器具製造業）

2 5 0 0：主として管理事務を行う本社等

2 5 0 9：その他の管理，補助的経済活動を行う事業所

E 2 5 1：ボイラ・原動機製造業

※ 2 5 1 1：ボイラ製造業

※ 2 5 1 2：蒸気機関・タービン・水力タービン製造業（船用を除く）

※ 2 5 1 3：はん用内燃機関製造業

※ 2 5 1 9：その他の原動機製造業

E 2 5 2：ポンプ・圧縮機器製造業

2 5 2 1：ポンプ・同装置製造業

2 5 2 2：空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業

2 5 2 3：油圧・空圧機器製造業

E 2 5 3：一般産業用機械・装置製造業

2 5 3 1：動力伝導装置製造業（玉軸受，ころ軸受を除く）

2 5 3 2：エレベータ・エスカレータ製造業

2 5 3 3：物流運搬設備製造業

2 5 3 4：工業窯炉製造業

2 5 3 5：冷凍機・温湿調整装置製造業

E 2 5 9：その他のはん用機械・同部分品製造業

2 5 9 1：消火器具・消化装置製造業

2 5 9 2：弁・同附属品製造業

2 5 9 3：パイプ加工・パイプ附属品加工業

2 5 9 4：玉軸受，ころ軸受製造業

2 5 9 5：ピストンリング製造業

2 5 9 6：他に分類されないはん用機械・装置製造業

2 5 9 9：各種機械・同部分品製造修理業（注文製造・修理）

■ E 2 6：生産用機械器具製造業

E 2 6 0：管理，補助的経済活動を行う事業所（26生産用機械器具製造業）

2 6 0 0：主として管理事務を行う本社等

2 6 0 9：その他の管理，補助的経済活動を行う事業所

E 2 6 1：農業用機械製造業（農業用器具を除く）

※ 2 6 1 1：農業用機械製造業（農業用器具を除く）

E 2 6 2：建設機械・鉱山機械製造業

△ 2 6 2 1の一部：建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業

E 2 6 3 : 繊維機械製造業
※ 2 6 3 1 : 化学繊維機械・紡績機械製造業
※ 2 6 3 2 : 製織機械・編組機械製造業
※ 2 6 3 3 : 染色整理仕上機械製造業
※ 2 6 3 4 : 繊維機械部分品・取付具・附属品製造業
△ 2 6 3 5 の一部 : 縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業 (同附属品製造業を含む)

E 2 6 4 : 生活関連産業用機械製造業
※ 2 6 4 1 : 食品機械・同装置製造業
※ 2 6 4 2 : 木材加工機械製造業
※ 2 6 4 3 : パルプ装置・製紙機械製造業
※ 2 6 4 4 : 印刷・製本・紙工機械製造業
2 6 4 5 : 包装・荷造機械製造業

E 2 6 5 : 基礎素材産業用機械製造業
※ 2 6 5 1 : 鑄造装置製造業
2 6 5 2 : 化学機械・同装置製造業
※ 2 6 5 3 : プラスチック加工機械・同附属装置製造業

E 2 6 6 : 金属加工機械製造業
2 6 6 1 : 金属工作機械製造業
2 6 6 2 : 金属加工機械製造業 (金属工作機械を除く)
2 6 6 3 : 金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業 (機械工具, 金型を除く)
2 6 6 4 : 機械工具製造業 (粉末や金業を除く)

E 2 6 7 : 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業
※ 2 6 7 1 : 半導体製造装置製造業
※ 2 6 7 2 : フラットパネルディスプレイ製造装置製造業

E 2 6 9 : その他の生産用機械・同部分品製造業
2 6 9 1 : 金属用金型・同部分品・附属品製造業
2 6 9 2 : 非金属用金型・同部分品・附属品製造業
△ 2 6 9 3 の一部 : 真空装置・真空機器製造業のうち真空ポンプ製造業
2 6 9 4 : ロボット製造業
※ 2 6 9 9 : 他に分類されない生産用機械・同部分品製造業

■ E 2 7 : 業務用機械器具製造業

E 2 7 0 : 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (2 7 業務用機械器具製造業)
2 7 0 0 : 主として管理事務を行う本社等
2 7 0 9 : その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所

E 2 7 1 : 事務用機械器具製造業
2 7 1 1 : 複写機製造業
2 7 1 9 : その他の事務用機械器具製造業

E 2 7 2 : サービス用・娯楽用機械器具製造業
2 7 2 1 : サービス用機械器具製造業
2 7 2 2 : 娯楽用機械製造業
2 7 2 3 : 自動販売機製造業
2 7 2 9 : その他のサービス用・娯楽用機械器具製造業

E 2 7 3 : 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業
※ 2 7 3 1 : 体積計製造業
※ 2 7 3 2 : はかり製造業
※ 2 7 3 3 : 圧力計・流量計・液面計等製造業

- ※2734：精密測定器製造業
- ※2735：分析機器製造業
- ※2736：試験機製造業
- ※2737：測量機械器具製造業
- ※2738：理化学機械器具製造業
- ※2739：その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業

- E274：医療用機械器具・医療用品製造業
- ※2741：医療用機械器具製造業
- ※2742：歯科用機械器具製造業
- ※2743：医療用品製造業（動物用医療機械器具を含む）
- ※2744：歯科材料製造業

- E275：光学機械器具・レンズ製造業
- ※2751：顕微鏡・望遠鏡等製造業
- ※2752：写真機・映画用機械・同附属品製造業
- ※2753：光学機械用レンズ・プリズム製造業

- E276：武器製造業
- ※2761：武器製造業

L7282：純粋持株会社 「管理する全子会社を通じての主要な経済活動が、上記の対象となる産業に分類されるものに限ります。」

「群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の対象産業

「群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」は、群馬県内の以下の産業の事業場に使用される労働者及びこれらの労働者を使用する使用者に適用されます。

- △：赤字の産業は、一部の産業について適用されます。
- ※：青字の産業は適用除外となり、群馬県（地域別）最低賃金が適用されます。

日本標準産業分類（平成26年4月改定）

■E28：電子部品・デバイス・電子回路製造業

- E280：管理，補助的経済活動を行う事業所（28電子部品・デバイス・電子回路製造業）
 - 2800：主として管理事務を行う本社等
 - 2809：その他の管理，補助的経済活動を行う事業所

- E281：電子デバイス製造業
 - 2811：電子管製造業
 - 2812：光電変換素子製造業
 - 2813：半導体素子製造業（光電変換素子を除く）
 - 2814：集積回路製造業
 - 2815：液晶パネル・フラットパネル製造業

- E282：電子部品製造業
 - 2821：抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業
 - 2822：音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業
 - 2823：コネクタ・スイッチ・リレー製造業

- E283：記録メディア製造業
 - 2831：半導体メモリメディア製造業
 - 2832：光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業

- E 2 8 4 : 電子回路製造業
 - 2 8 4 1 : 電子回路基板製造業
 - 2 8 4 2 : 電子回路実装基板製造業
- E 2 8 5 : ユニット部品製造業
 - 2 8 5 1 : 電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット製造業
 - 2 8 5 9 : その他のユニット部品製造業
- E 2 8 9 : その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業
 - 2 8 9 9 : その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業

■ E 2 9 : 電気機械器具製造業

- E 2 9 0 : 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (2 9 電気機械器具製造業)
 - 2 9 0 0 : 主として管理事務を行う本社等
 - 2 9 0 9 : その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- E 2 9 1 : 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業
 - 2 9 1 1 : 発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業
 - 2 9 1 2 : 変圧器類製造業 (電子機器用を除く)
 - 2 9 1 3 : 電力開閉装置製造業
 - 2 9 1 4 : 配電盤・電力制御装置製造業
 - 2 9 1 5 : 配線器具・配線附属品製造業
- E 2 9 2 : 産業用電気機械器具製造業
 - 2 9 2 1 : 電気溶接機製造業
 - 2 9 2 2 : 内燃機関電装品製造業
 - 2 9 2 9 : その他の産業用電気機械器具製造業 (車両用, 船舶用を含む)
- E 2 9 3 : 民生用電気機械器具製造業
 - 2 9 3 1 : ちゅう房機器製造業
 - 2 9 3 2 : 空調・住宅関連機器製造業
 - 2 9 3 3 : 衣料衛生関連機器製造業
 - 2 9 3 9 : その他の民生用電気機械器具製造業
- E 2 9 4 : 電球・電気照明器具製造業
 - ※ 2 9 4 1 : 電球製造業
 - 2 9 4 2 : 電気照明器具製造業
- E 2 9 5 : 電池製造業
 - ※ 2 9 5 1 : 蓄電池製造業
 - ※ 2 9 5 2 : 一次電池 (乾電池, 湿電池) 製造業
- E 2 9 6 : 電子応用装置製造業
 - 2 9 6 1 : X線装置製造業
 - 2 9 6 2 : 医療用電子応用装置製造業
 - 2 9 6 9 : その他の電子応用装置製造業
- E 2 9 7 : 電気計測器製造業
 - 2 9 7 1 : 電気計測器製造業 (別掲を除く)
 - 2 9 7 2 : 工業計器製造業
 - △ 2 9 7 3 の一部 : 医療用計測器製造業のうち心電計製造業
- E 2 9 9 : その他の電気機械器具製造業
 - ※ 2 9 9 9 : その他の電気機械器具製造業

■ E 3 0 : 情報通信機械器具製造業

E 3 0 0 : 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (3 0 情報通信機械器具製造業)

3 0 0 0 : 主として管理事務を行う本社等

3 0 0 9 : その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所

E 3 0 1 : 通信機械器具・同関連機械器具製造業

3 0 1 1 : 有線通信機械器具製造業

3 0 1 2 : 携帯電話機・PHS 電話機製造業

3 0 1 3 : 無線通信機械器具製造業

3 0 1 4 : ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業

3 0 1 5 : 交通信号保安装置製造業

3 0 1 9 : その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業

E 3 0 2 : 映像・音響機械器具製造業

3 0 2 1 : ビデオ機器製造業

3 0 2 2 : デジタルカメラ製造業

3 0 2 3 : 電気音響機械器具製造業

E 3 0 3 : 電子計算機・同附属装置製造業

3 0 3 1 : 電子計算機製造業 (パーソナルコンピュータを除く)

3 0 3 2 : パーソナルコンピュータ製造業

3 0 3 3 : 外部記憶装置製造業

3 0 3 4 : 印刷装置製造業

3 0 3 5 : 表示装置製造業

3 0 3 9 : その他の附属装置製造業

L 7 2 8 2 : 純粋持株会社 「管理する全子会社を通じての主要な経済活動が、上記の対象となる産業に分類されるものに限ります。」

「群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金」の対象産業

「群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金」は、群馬県内の以下の産業の事業場に使用される労働者及びこれらの労働者を使用する使用者に適用されます。

△ : 赤字の産業は、一部の産業について適用されます。

日本標準産業分類 (平成26年4月改定)

■ E 2 6 : 生産用機械器具製造業

E 2 6 0 : 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (2 6 生産用機械器具製造業)

2 6 0 0 : 主として管理事務を行う本社等

2 6 0 9 : その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所

E 2 6 2 : 建設機械・鉱山機械製造業

△ 2 6 2 1 の一部 : 建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業

■ E 3 1 : 輸送用機械器具製造業

E 3 1 0 : 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (3 1 輸送用機械器具製造業)

3 1 0 0 : 主として管理事務を行う本社等

3 1 0 9 : その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所

E 3 1 1 : 自動車・同附属品製造業

3 1 1 1 : 自動車製造業 (二輪自動車を含む)

- 3 1 1 2 : 自動車車体・附随車製造業
- 3 1 1 3 : 自動車部分品・附属品製造業

- E 3 1 2 : 鉄道車両・同部分品製造業
 - 3 1 2 1 : 鉄道車両製造業
 - 3 1 2 2 : 鉄道車両用部分品製造業

- E 3 1 3 : 船舶製造・修理業, 船用機関製造業
 - 3 1 3 1 : 船舶製造・修理業
 - 3 1 3 2 : 船体ブロック製造業
 - 3 1 3 3 : 舟艇製造・修理業
 - 3 1 3 4 : 船用機関製造業

- E 3 1 4 : 航空機・同附属品製造業
 - 3 1 4 1 : 航空機製造業
 - 3 1 4 2 : 航空機用原動機製造業
 - 3 1 4 9 : その他の航空機部分品・補助装置製造業

- E 3 1 5 : 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業
 - 3 1 5 1 : フォークリフトトラック・同部分品・附属品製造業
 - 3 1 5 9 : その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業

- E 3 1 9 : その他の輸送用機械器具製造業
 - 3 1 9 1 : 自転車・同部分品製造業
 - 3 1 9 9 : 他に分類されない輸送用機械器具製造業

- L 7 2 8 2 : 純粋持株会社 「管理する全子会社を通じての主要な経済活動が、上記の対象となる産業に分類されるものに限ります。」